

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ（大型魚）」の採捕の数量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和7年1月14日

富山県知事 新田 八朗



- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚
- 2 管理期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 3 対象となる採捕の種類、海域及び期間
定置漁業及び漁船漁業等
富山県の地先水面
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 割当量に対する採捕の数量の割合
97パーセント（A/B）
採捕の数量 16.78トン（A）
採捕の種類別及び海域の割当量 17.30トン（B）